

第3章 全体計画

1. 現状の課題の整理

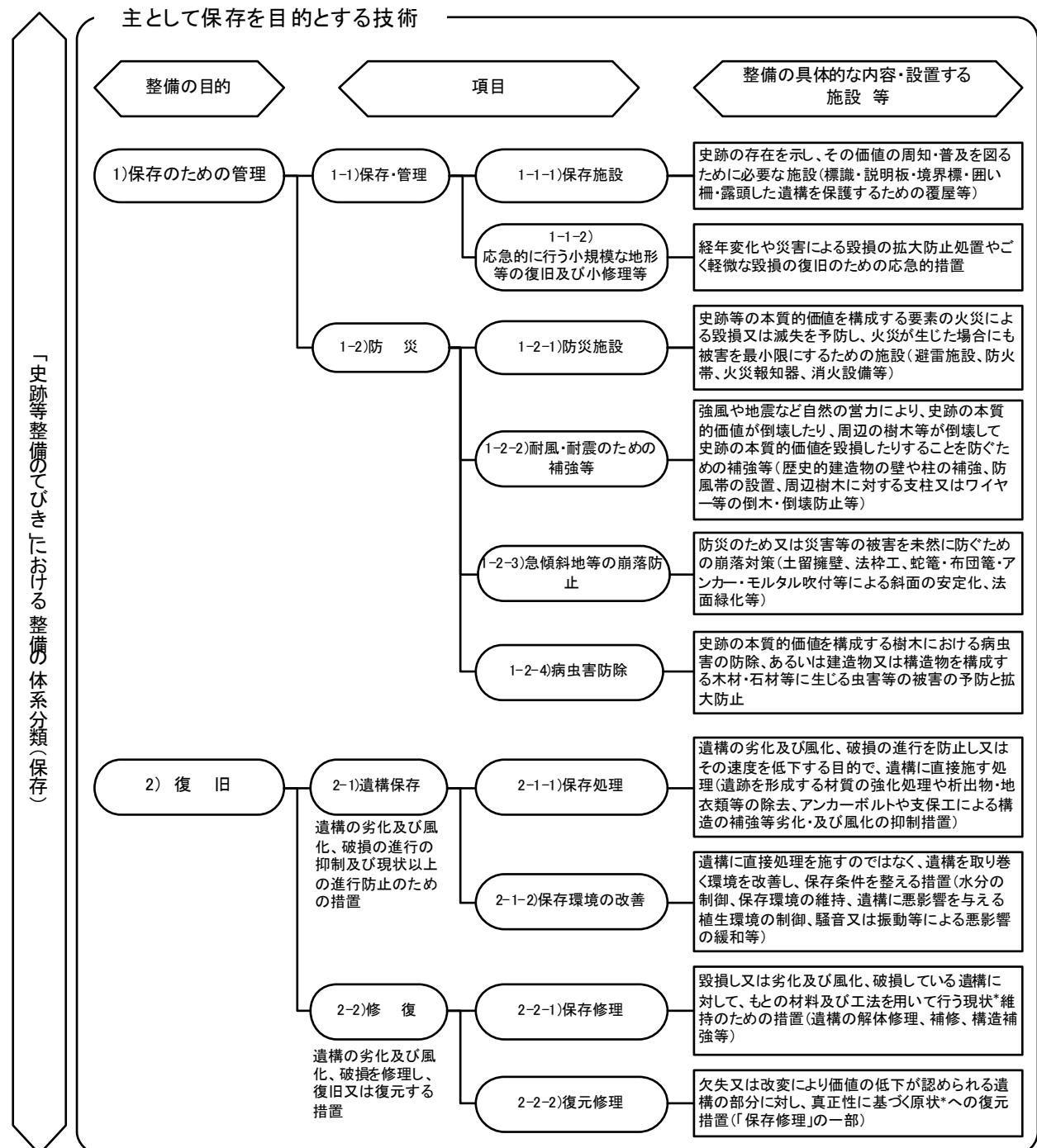
全体計画を考えるにあたり、本史跡が抱えている整備上の課題点を抽出した。エリアごとに課題点を整理し、表3-1に示す。

表3-1 現状の課題

ゾーン	エリア	整備の対象となる遺構	現状の課題点
歴史空間ゾーン	A区 切通	A-1 : 第1切通	地上（切通、やぐら） 地下（該当なし）
		A-2 : 第2切通	地上（切通） 地下（該当なし）
		A-3 : 第3切通	地上（切通、やぐら） 地下（該当なし）
	B区 まんだら堂やぐら群	B-1 : まんだら堂やぐら群	地上（やぐら、平場） 地下（やぐら、火葬址、柱穴、切石敷遺構等）
		B-2 : 東平場	地上（平場、やぐら） 地下（やぐら、石切跡、土坑状遺構等）
		B-3 : 西平場	地上（平場、切岸） 地下（火葬址、柱穴、土坑状遺構等）
	C区 大切岸	C-1 : 大切岸	地上（大切岸、平場） 地下（該当なし）
		C-2 : 石切場跡	地上（石切場跡） 地下（該当なし）
	D区 運営施設活用・管理	D-1 : 小坪階段口	該当なし
		D-2 : 亀が岡団地口	該当なし
全ゾーン 地景観緑保	E区 A～D以外	該当なし	緑地帯は、放置状態であり、適正な管理が必要である。

2. 整備の体系分類

本史跡における整備に関する体系分類をとりまとめて図3-1、図3-2に示す。この体系分類は、「史跡等整備のてびき」に基づき、史跡名越切通の整備内容にあわせて作成したものである。本実施計画では、この体系分類及び用語を用いるものとする。



* 現状：現在の形状、状態

原状：史跡が機能を存続させていた時期の形状、状態

図3-1 保存目的の整備の体系分類

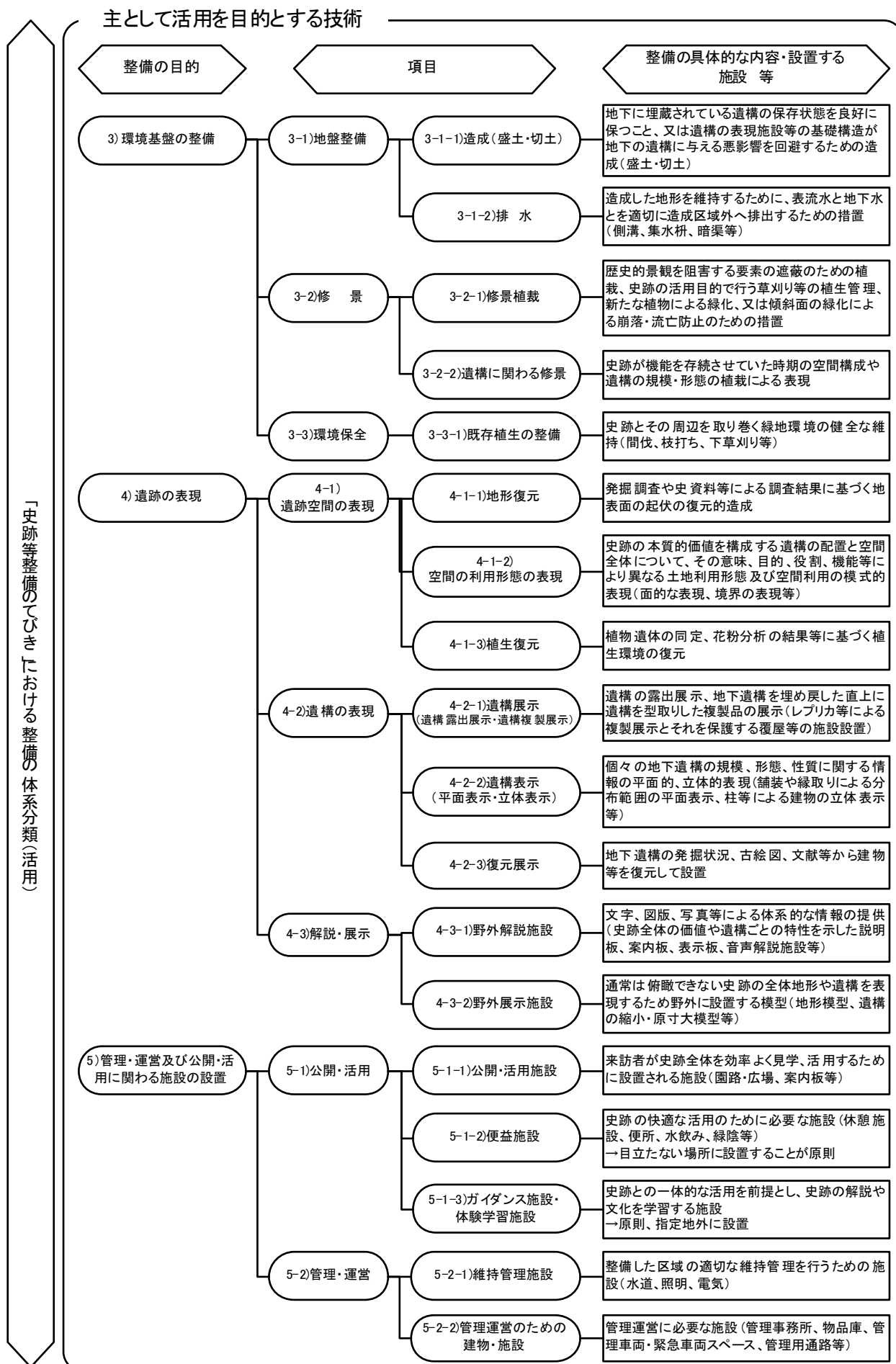


図3-2 活用目的の整備の体系分類

3. 整備の全体計画

本章では、第1期整備で実施する地上に表出している遺構の保存処理工事及び公開対象エリアにおける施設設置整備の内容を中心に記載する。なお、第2期整備の内容については、学術調査の結果に基づいて検討する事項も含まれているため、現時点で分かっていることのみ記載する。

3-1 整備目標

国指定史跡名越切通は、史跡の本質的価値を構成する主要素の多くが、切通、やぐら、切岸、平場といった土木遺構として、地上に表出しているという特徴を持ち、遺構周囲の環境状況により程度が異なるものの、それらが経年劣化により衰亡している。これらは放置すると将来的には滅失の危険性があるため、遺構の劣化及び風化の進行を防止あるいは抑止するための保存処理を実施する。

また、これらの土木遺構は、規模が大きくかつ広大な敷地に展開しているため、周囲の地形や緑地景観に溶け込み、遺構の配置や空間形成（広がり）を認識し難い状況にある。そこで、草刈りや樹木の伐採等の適正な植生管理を施し、遺構の形状を明確にするとともに、遺構の分布や広がりの方区域を示すための植栽を施す等の修景整備を実施し、遺構の顕在化に努める。加えて、史跡全体を俯瞰する案内板や各遺構についての説明板等を配置し、史跡の全体像や空間利用形態について、来訪者の理解を助けるための情報を提供する。

以上のような状況を踏まえ、当史跡における整備目標を次のように掲げる。

整備目標

本質的価値を構成する遺構の保存を最優先し、必要な保存処理工事を実施する。その上で、保存と活用に向けた適正な維持管理を行いながら、利用者が効率よく快適に見学し、史跡について十分な理解を得られるような施設を整備し、公開する。

3-2 整備の概要

整備の概要は、整備目的ごとにまとめて以下に示す。

1) 保存のための管理

① 囲い柵の設置計画（図3-3 施設配置計画図 参照）

- ・ まんだら堂やぐら群については、無断侵入者や悪質ないたずら、石塔類の盗難等の被害が後を絶たないため、集中的にやぐら及び石塔類が分布するエリアの周囲に、遺構の保存と管理を目的とした囲い柵、門扉等を設置する。

② 標識・説明板・銘板・境界標等の設置計画（図3-3 施設配置計画図 参照）

- ・ 史跡の存在を示し、来訪者に周知・普及するための標識・説明板・銘板（名称版）等を設置する。
- ・ 史跡の範囲を示すための境界標を設置する。

2) 復旧

①遺構の保存処理計画

- ・ 地上に表出している遺構の衰亡・滅失を抑止、抑制し、現在の形状の維持を目的とした、保存処理工事とその後の追加工事を行う。地上に表出している遺構の復元修理は、復元を行うに十分な根拠がない限り、行わない。
- ・ 地下に埋蔵されている遺構については、現状のまま保存することを基本とするため、保存処理は行わない。

②遺構に付随する石塔の保存処理計画

- ・ 野ざらしとなっている石塔類は、風雨による劣化及び風化を抑制するため、最適な組合せに組み直した後、風雨をしのげるやぐら内に保管する。ただし、野ざらしとなっている石塔類のうち、近傍のやぐらに設置されていたと考えられる石塔類及び最適な組合せに組み直せない石塔類は、遺物を保存するための当面の対策として、地中に埋めて保管する。
- ・ やぐら内に安置されている石塔類は、やぐらが健全で、かつ、降雨の影響がない場合は、やぐら内にそのまま保管する。ただし、天井や側壁がなく、風雨の影響が大きいやぐらに安置されている石塔類は、近くの健全なやぐら内部に移設する。
- ・ 第2期整備では、これらの石塔の保存処理を実施する。

3) 環境基盤の整備

①造成・排水計画

- ・ 発掘調査で現代に地形が改変されたことが確認された場所は、可能な限り中世の地形に近づけるような造成を行う。
- ・ 現況の水みち、あるいは新規造成によって新たに遺構の保存・活用上、排水の必要性が生じた場合は、適宜排水工事を行う。

②修景計画

- ・ 公開エリアとして活用する平場は、草刈り等の植生管理による整備を行う。
- ・ 公開対象エリア内において、史跡としての景観に悪影響を与えている現代の構築物は、撤去する。
- ・ 来訪者が快適に過ごせるよう、まんだら堂やぐら群エリア内は、草本類を中心とした植栽整備を行う。
- ・ 第2期整備においては、景観上、遺構の形状や範囲を示す必要が生じた場合には低灌木等の植栽を施し、遺跡の空間利用のあり方を示す等、環境整備の手法による表現整備に努める。

4) 遺跡の表現

①遺構の表現計画

- ・ 現在地上に表出している遺構は、原則、現地で公開していく。
- ・ 調査により確認された地下遺構は、露頭させずに埋め戻し、十分な保護層を設けた上で現状保存する。
- ・ 将来的には、建物址等遺構については遺構の平面表示、立体表示等で全体像を示し、見学者の理解と学習を助ける。具体的な内容は、発掘調査の結果を踏まえ、第2期整備で検討する。

②遺構解説施設計画

- ・ 遺構に関する情報は、説明板で公表する。説明板は、考古学調査によって得られた成果も掲載することとし、新たな成果が得られた場合に随時更新できるような仕様にする。
- ・ 第2期整備では、学術調査の結果を踏まえ、遺構及び考古学調査の成果の解説を行うための本格的な説明板を設置する。

5) 管理運営・公開活用計画

①園路計画（図3-4 園路配置計画図 参照）

- ・ 現存する通行路を活かし、広大な指定地全体を効率よく見学できる園路を整備する。本史跡の持つ交通遺跡としての性格や史跡の地形上の制約等を考慮すると、バリアフリーに配慮した園路整備は難しい。
- ・ 公開対象となるエリアについては、各エリア内を快適に回遊できる園路を新設する。

②施設設置計画（図3-3 施設配置計画図 参照）

- ・ 利用者の快適な見学を助ける便益施設（トイレ、休養施設等）を設置する。トイレについては、来訪者が徒歩もしくは公共交通機関を利用することが多いことを踏まえ、公共交通機関からのアクセスが容易な場所に設置する。
- ・ まんだら堂やぐら群エリアは、公開活用と維持管理の両面から、公開時間内の管理人の常駐が不可欠であることから、管理人の常駐場所及び維持管理資材の保管を目的とした管理施設を設置する。
- ・ 緊急時及び指定地の維持管理の必要性を考慮し、緊急・管理車両用の駐車スペースを確保する。
- ・ 管理施設、便益施設については、史跡の地形上の制約から、設置可能な場所が限られるため、事前に十分な調査・検討を行った上で、最低限の個数を指定地内の目立たない場所に設置する。

③案内板・導標等の設置計画（図3-3 施設配置計画図 参照）

- ・ 総合案内板は、来訪者に指定地の範囲、施設の配置等の情報を提供するため、指定地の出入口部分等に設置する。
- ・ 今後、整備が段階的に実施されるため、公開エリアや施設配置等に変更があった場合には、総合案内板の内容も随時更新する。
- ・ 導標は、来訪者が目指す地点に適切に誘導することを目的として、主な分岐点等に設置する。

6) 考古学調査計画

- ・ 便益施設等の設置工事や遺構の保存工事の実施にあたっては、事前に遺構面までの深度確認を目的とした必要最小限の発掘調査を行う。
- ・ これまでの考古学調査により、濃密に遺構が確認されたエリアについては、遺構の性格を明らかにし、表現整備を行うために必要な学術調査を実施する。

施設配置計画図 S=1:4000



図3-3 施設配置計画図

園路配置計画図 S=1:4000

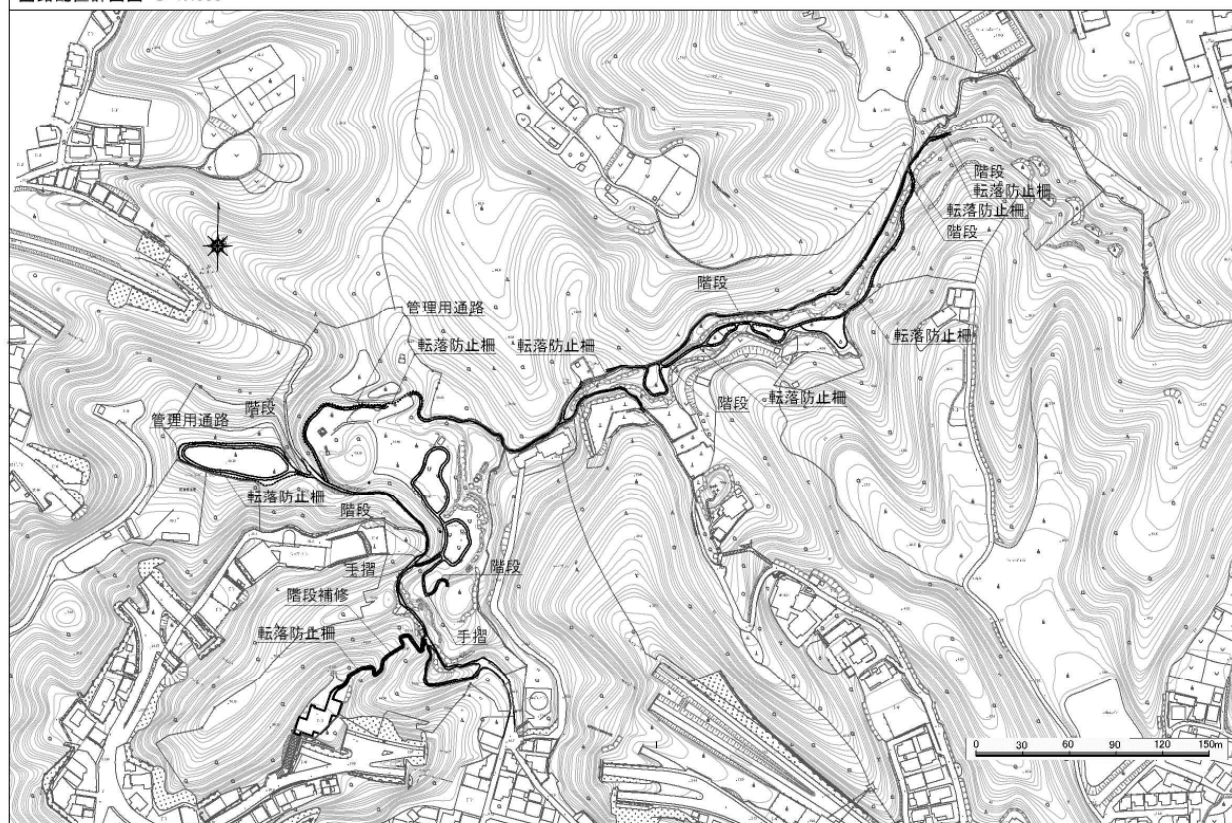


図3-4 園路配置計画図

3-3 保存目的の整備の考え方

「史跡等整備のてびき」による体系分類に沿って、本史跡における遺構の保存目的の整備（保存のための管理、復旧）の具体的な内容を表3-2にまとめる。

表3-2 保存目的の整備内容

目的	項目	項目の内容	具体的な整備内容
1) 保存のための管理	1-1) 保存・管理	1-1-1) 保存施設 史跡の存在を示し、その価値の周知・普及を図るために必要な施設（標識・説明板・境界標・囲い柵・露出した遺構を保護するための覆屋等）	・史跡の範囲であることを明示し、来訪者に遺跡の保護を意識させるための標識、説明板、境界標等を設置する。 ・本質的価値を構成する要素（遺構）には、遺構であることを明示し、保存や安全を喚起するための銘板（説明板との兼用も可）を設置する。 ・まんだら堂やぐら群エリアの周囲に、遺構の保存と管理のための囲い柵と門扉を設置する。 ・保存施設は、景観にふさわしい意匠とする。 ・施設設置箇所は、事前に、遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。
		1-1-2) 応急的に行う小規模な地形等の復旧及び小修理等	・経年変化や災害（豪雨、台風等）により、本質的価値のごく小規模な部分が毀損した場合は、応急的に現状に復旧する処置を行う。
	1-2) 防災	1-2-3) 急傾斜地等の崩落防止 防災のため又は災害等の被害を未然に防ぐための崩落対策（土留擁壁・法枠工・蛇籠・布団籠・アンカー・モルタル吹付等による斜面の安定化、法面緑化等）	・現段階では、具体的な該当箇所はないが、今後災害等により必要となった場合に実施する。 ・崩落の危険性がある斜面等において、来訪者の安全を確保するために必要な場合は、本質的価値の有無によって工法を検討し、対策を講ずる。
		1-2-4) 病虫害防除 史跡の本質的価値を構成する樹木における病虫害の防除、あるいは建造物又は構造物を構成する木材・石材等に生じる虫害等の被害の予防と拡大防止	・史跡周辺の景観を構成する樹木を健全に維持するために必要な場合は、病虫害の防除を実施する。
2) 復旧	2-1) 遺構保存	2-1-1) 保存処理 遺構の劣化及び風化、破損の進行を防止し又はその速度を低下させる目的で、遺構に直接施す処理（遺跡を形成する材質の強化処理や析出物・地衣類等の除去、アンカーボルトや支保工による構造の補強等、劣化及び風化の抑制措置）	■ 地上に表出している遺構 ・やぐら、切通、大切岸は、現在の形状を維持するため、保存処理を実施する。 ・具体的な工法は、第1切通における保存処理工事及びやぐらにおける試験施工の内容を応用し、各遺構の劣化・風化の程度や状況に応じて、最適な方法を用いる。 ・必要に応じて、保存処理工法の検討のための調査を実施する。 ■ 地下に埋蔵されている遺構 ・地中での現状保存を基本とするため、保存処理は行わない。
		2-1-2) 保存環境の改善 遺構に直接処理を施すのではなく、遺構を取り巻く環境を改善し、保存条件を整える措置（水分の制御、保存環境の維持、遺構に悪影響を与える植生環境の制御等）	・本史跡では、樹根が遺構の劣化や破損の進行に多大な影響を与えていることが指摘されているため、悪影響を与えている樹木を伐採する。 ・伐採後の樹木が枯死した後は、樹根の除去処理を適切に行う。

	2-2) 修復	2-2-1) 保存修理	毀損、劣化・風化、破損している遺構に対し、もとの材料及び工法を用いて行う現状維持の措置(遺構の解体修理、補修、構造補強等)	・遺構は、保存処理を基本とし、崩落した箇所の補修等の保存修理は行わない。
		2-2-2) 復元修理	欠失又は改変により価値の低下が認められる遺構の部分に対し、真正性に基づく原状への復元措置 (「2-2-1) 保存修理」の一部)	・遺構は、現状の保存を基本とし、復元修理は行わない。 ・ただし、発掘調査の結果、復元が可能なやぐらについては、やぐらの天井・壁の復元修理を第2期整備以降で実施する可能性もある。

3-4 活用目的の整備の考え方

「史跡等整備のてびき」による体系分類に沿って、本史跡における活用目的の整備(環境基盤の整備、遺跡の表現、管理・運営及び公開・活用に関わる施設の設置)の具体的な内容を表3-3にまとめる。

表3-3 活用目的の整備内容

目的	項目	項目の内容	具体的な整備内容
3) 環境基盤整備	3-1) 地盤整備	3-1-1) 造成(盛土・切土)	地下に埋蔵されている遺構の保存状態を良好に保つこと、又は遺構の表現施設等の基礎構造が地下の遺構に与える悪影響を回避するための造成(盛土・切土)
		3-1-2) 排水	造成した地形を維持するために、表流水と地下水とを適切に造成区域外へ排出するための措置(側溝、集水枒、暗渠等)
	3-2) 修景	3-2-1) 修景植栽	歴史的景観を阻害する要素の遮蔽のための植栽、史跡の活用目的で行う草刈り等の植生管理、新たな植物による緑化、又は傾斜面の緑化による崩落・流亡防止のための措置
		3-2-2) 遺構に関わる修景	史跡が機能を存続させていた時期の空間構成や遺構の規模・形態の植栽による表現
		3-3-1) 既存植生の整備	史跡とその周辺を取り巻く緑地環境の健全な維持(間伐、枝打ち、下草刈り等)
	3-3) 環境保全		・公開活用・管理運営のための施設は、地下の遺構に悪影響を与えない方法で設置することを基本とするが、遺構に悪影響を与える可能性がある場合は、盛土造成を行う。 ・後世の造成であることが確認されている場合に限り、遺構の保護層を十分確保した上で、切土による造成を認める。 ・現道のうち、雨水等の表流水が流れ易い場所や水が滞留し易い場所には、通行者の歩行の快適性を確保するため、敷き砂利、側溝、暗渠等による排水対策を実施する。 ・史跡の景観に悪影響を与えている樹木を伐採し、定期的な草刈りを行う。また、草刈りの負担を軽減するため、除草材等の使用も検討する。 ・遺構面への影響を考慮し、高木の植栽は基本的に行わない。 ・まんだら堂やぐら群エリア内のやぐら前面平場は、来訪者にとって快適で良好な空間として整備するため、在来植物(草本類)を中心とした植栽を行う。 ・土砂が流亡し、遺構面が露出する恐れのある場所には、遺構面保護のための植栽を行う。 ・まんだら堂やぐら群エリア内の現代の構築物は、史跡としての景観に悪影響を与えているため、撤去する。 ・発掘調査の結果を踏まえ、第2期整備では、平場のきわや広がりを持つ大規模空間のきわ等を植栽により顕在化させる手法等を検討する。 ・樹木を残して公開活用するエリアは、来訪者の安全な通行を確保するため、倒木、枯木の処理、樹木の間伐や枝打ち、下草刈り等により、樹木を適正に管理する。 ・緑地景観保全ゾーンについては、倒木、枯木の処理、樹木の間伐や枝打ち、下草刈り等により、緑地帯を健全に維持する。

4) 遺跡の表現整備	4-1) 遺跡空間の表現	4-1-1) 地形復元	発掘調査や史資料等による調査結果に基づく、史跡が機能を存続させていた時期の地表面の起伏の復元的造成	・発掘調査により、原地形に関する十分な情報が得られており、かつ、公開活用の観点から、地形を復元する必要がある場合に限り、中世の地形に復元する。
		4-1-2) 空間の利用形態の表現	本質的価値を構成する遺構の配置と空間全体について、土地利用形態及び空間利用の面的な表現、境界の表現等	・人為的な造成による平場の形状を表現するため、定期的な草刈りにより、平場空間を顕在化させる。
		4-1-3) 植生復元	植物遺体の同定、花粉分析の結果等に基づく植生環境の復元	・地下遺構に関する情報が不足しており、第1期整備では表現整備方法が確定できないため、植生復元は実施しない。 ・第2期整備では、発掘調査の結果を踏まえて、植生復元の実施を検討する。
	4-2) 遺構の表現	4-2-1) 遺構展示 (遺構露出展示・遺構複製展示)	遺構の露出展示、地下遺構を埋戻した直上に遺構を型取りした複製品の展示(レプリカ等による複製展示とそれを保護する覆屋等の施設設置)	■ 地上に表出している遺構 ・切通、まんだら堂やぐら群、大切岸等、地上に表出している遺構は、実物の露出展示を行う。 ■ 地下に埋蔵している遺構 ・地下遺構に関する情報が不足しており、第1期整備では表現整備方法が確定できない。そのため、遺構展示は行わない。 ・遺構の表現整備の対象となるエリアは、利用形態の解明に必要な学術調査を実施する。 ・第2期整備では、学術調査の結果を踏まえて、遺構展示の実施を検討する。
		4-2-2) 遺構表示 (平面表示・立体表示)	個々の地下遺構の規模、形態、性質に関する情報の平面的、立体的表現(舗装や縁取りによる分布範囲の平面表示、柱等による建物の立体表示等)	・地下遺構に関する情報が不足しており、第1期整備では表現整備方法が確定できない。そのため、遺構表示は行わない。 ・遺構の表現整備の対象となるエリアは、利用形態の解明に必要な学術調査を実施する。 ・第2期整備では、学術調査の結果を踏まえて、遺構表示の実施を検討する。
		4-2-3) 復元展示	地下遺構の発掘状況、古絵図、文献等から建物を復元して設置	・第2期整備では、学術調査の結果を踏まえて、遺構表示の実施を検討する。
	4-3) 解説・展示	4-3-1) 野外解説施設	文字、図版、写真等による体系的な情報の提供(史跡全体の価値や遺構ごとの特性を示した説明板、案内板、表示板、音声解説施設等)	・現状、遺構に関する説明板は全く設置されていないため、遺構について解説し、来訪者の理解を助けるための説明板を設置する。 ・説明板は、景観にふさわしい意匠とする。なお、遺構の性格が不明確なため、今後学術調査を実施するエリアについては、調査成果に応じて、取替えが可能なものとする。 ・施設設置箇所は、事前に、遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。 ・音声解説施設の導入は、第2期整備において検討する。
		4-3-2) 野外展示施設	通常は俯瞰できない史跡の全体地形や遺構を表現するため野外に設置する模型(地形模型、遺構の縮小・原寸大模型等)	・地下遺構に関する情報が不足しており、第1期整備では表現整備方法が確定できない。そのため、野外展示施設の設置は実施しない。 ・遺構の表現整備の対象となるエリアは、利用形態の解明に必要な学術調査を実施する。 ・第2期整備では、学術調査の結果を踏まえて、野外展示施設の設置を検討する。

5) 管理・運営及び公開・活用に関わる施設の設置	5-1) 公開・活用	5-1-1) 公開・活用施設	来訪者が史跡全体を効率よく見学、活用するために設置される施設（園路・広場・案内板等）	・園路は、現在も一般の通行路として利用されている現道を活かし、通行者の安全を確保するために必要な補修程度の整備を行う。 ・ただし、転落等の危険性が指摘されている箇所や、管理のための施設設置に伴いルートの変更が必要な箇所については、園路を移設する。 ・新たに公開の対象となる平場には、各エリア内を快適に回遊できる園路を新設する。 ・転落防止柵は、来訪者の安全を確保するため、園路沿いや平場の周縁部等に設置する。 ・総合案内板は、来訪者に指定地の範囲、施設の配置等の情報を提供するため、指定地の出入口部分他に設置する。ただし、公開・活用の優先度に応じて、順序だてて整備を実施していくため、案内板を設置した後に、便益施設の追加や公開エリアの変更が行われる可能性が考えられる。そのため、総合案内板は、このような指定地内の変化に対応でき、取替えが可能なものとする。 ・導標は、来訪者が目指す地点に適切に誘導することを目的として、主な分岐点に設置する。 ・外灯は、通行の安全と治安維持のため、指定地の主な出入口部分他に設置する。 ・公開活用施設は、景観にふさわしい意匠とする。 ・施設設置箇所は、事前に、遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。
		5-1-2) 便益施設	史跡の快適な活用のために必要な施設（休憩施設、便所、水飲み、緑陰等）	・トイレ、水飲み等は、メインの出入口としての利用を促進するため、小坪階段口に設置する。 ・休憩施設（野外卓、ベンチ等）は、来訪者が長く滞留するエリアに設置する。 ・便益施設は、景観にふさわしい意匠とし、極力目立たない場所に設置する。 ・施設設置箇所は、事前に、遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。
		5-1-3) ガイダンス施設・体験学習施設	史跡との一体的な活用を前提とし、史跡の解説や文化を学習する施設	・現段階では、指定地周辺に適当な候補地は見当たらない。 ・ガイダンス施設・体験学習施設の設置については、第2期整備以降の検討課題とする。
	5-2) 管理・運営	5-2-1) 維持管理施設	整備した区域の適切な維持管理を行うための施設（水道、照明、電気）	・水道施設、電気施設は、現状配置されているものを極力利用するが、施設設置のために必要な箇所には新設する。 ・新設する箇所は、事前に、遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。
		5-2-2) 管理運営のための建物・施設	管理運営に必要な施設（管理事務所、物品庫、管理車両・緊急車両用スペース、管理用通路等）	・まんだら堂やぐら群エリアの公開に際しては、管理人の常駐スペースや維持管理のための資材置き場が必要となる。そのため、エリアの入り口付近に、事務所兼倉庫の管理施設を設置する。 ・亀が岡団地口は、管理用・緊急用の出入口として、管理車両・緊急車両用スペース、一般車両の車止め等を整備する。 ・東西平場には、定期的な草刈りや発掘調査のために必要な管理用通路を新設する。（一般の来訪者の通行は原則禁止） ・管理運営のための施設は、景観にふさわしい意匠とする。 ・施設設置箇所は、事前に、遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

4. 各エリアにおける整備内容

各エリアにおける整備内容を、体系分類における実施項目ごとに表3-4に示す。

表3-4 各エリアにおける実施項目一覧

目 的		項 目		A区			B区			C区		D区		E区	備 考	
				A-1	A-2	A-3	B-1	B-2	B-3	C-1	C-2	D-1	D-2	E-1		
保 存	1) 保存のための 管理	1-1) 保存・管理	1-1-1)保存施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標識・境界標・囲い柵等	
			1-1-2)応急的に行う小規模な 地形等の復旧及び小修 理等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	軽微な毀損の拡大防止処 置や復旧	
		1-2) 防 災	1-2-1)防災施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	－
			1-2-2)耐風・耐震のための 補強等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	－
			1-2-3)急傾斜地等の崩落防止	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	法面緑化、ロックネット等
			1-2-4)病虫害防除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	緑地帯の病虫害防除
		2) 復 旧	2-1) 遺構保存	2-1-1)保存処理	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	強化撥水処理工、ロックボ ルト工、亀裂充填工等
	2-1-2)保存環境の改善			△	○	○	△	×	×	○	×	×	×	×	×	遺構に悪影響を与えて いる樹木の伐採等
	2-2) 修 復		2-2-1)保存修理	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	－
			2-2-2)復元修理	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	やぐらの原状復元
	活 用	3) 環境基盤の 整備	3-1) 地盤整備	3-1-1)造成(盛土・切土)	○	×	×	×	×	×	×	×	△	△	×	滞留スポットの造成等
3-1-2)排水				○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	園路等における表流水の 排水対策	
3-2) 修 景			3-2-1)修景植栽	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	景観を阻害する要素の遮 蔽のための植栽、活用エ リアの草刈り、傾斜面の土 砂の流出防止植栽、構築 物の撤去等
			3-2-2)遺構に関わる修景	×	×	×	△	△	△	×	×	×	×	×	×	土地利用形態等を面的・ 境界線として示す植栽等
3-3) 環境保全			3-3-1)既存植生の整備	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	緑地環境の間伐、枝打 ち、下草刈り等	
4) 遺跡の表現		4-1) 遺跡空間の 表現	4-1-1)地形復元	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	まんだら堂やぐら群やぐら 前面の盛土除去	
			4-1-2)空間の利用形態の表現	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	平場の規模を明示する植 栽等
			4-1-3)植生復元	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	花粉分析等に基づく植生 環境の復元
		4-2) 遺構の表現	4-2-1)遺構展示(遺構露出展示・ 遺構複製展示)	○	○	○	○	△	△	○	○	×	×	×	×	遺構の露出展示、地下遺 構直上にレプリカ展示等
			4-2-2)遺構表示 (平面表示・立体表示)	×	×	×	△	△	△	×	×	×	×	×	×	地下遺構の平面表示・柱 等による立体表示
			4-2-3)復元展示	×	×	×	△	△	△	×	×	×	×	×	×	建物等の復元
	4-3) 解説・展示	4-3-1)野外解説施設	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	説明板、音声解説施設等	
		4-3-2)野外展示施設	×	×	×	△	△	△	×	×	×	×	×	×	地形模型、遺構模型等	
5) 管理・運営及 び公開・活用 に関わる 施設の設置	5-1) 公開・活用	5-1-1)公開・活用施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	園路・広場、案内板等		
		5-1-2)便益施設	×	×	×	○	×	○	○	×	○	×	×	×	休憩施設、便所、水飲み 等	
		5-1-3)ガイダンス施設・体験学 習施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	－	
	5-2) 管理・運営	5-2-1)維持管理施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	水道、電気施設等	
		5-2-2)管理運営のための建物・ 施設	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	管理事務所、管理・緊急 車両用スペース、管理用 通路等	

○: 第1期整備で実施する項目、△: 必要な場合もしくは第2期整備以降で実施する項目、×: 実施しない項目